

第2期第5回 豊島区子どもの権利委員会

日時：令和3年12月24日（金）午後3時から

会場：Zoomによるオンライン会議

（会場参加者：本庁舎8階教育委員会室）

1 開 会

2 議 事

（1）子どもの権利擁護センター機能の検討（事務局案）について （資料1）

（2）「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問に対する答申（骨子案）について
（資料2）

（3）その他 （参考資料）

3 閉 会

【配付資料】

資料 1 子どもの権利擁護センター機能（事務局案）

資料 2 「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問に対する答申（骨子案）

参考資料 子どもの権利保障に関する調査票

（子どもの居場所や活動や充実について）

子どもの権利擁護センター機能（事務局案）

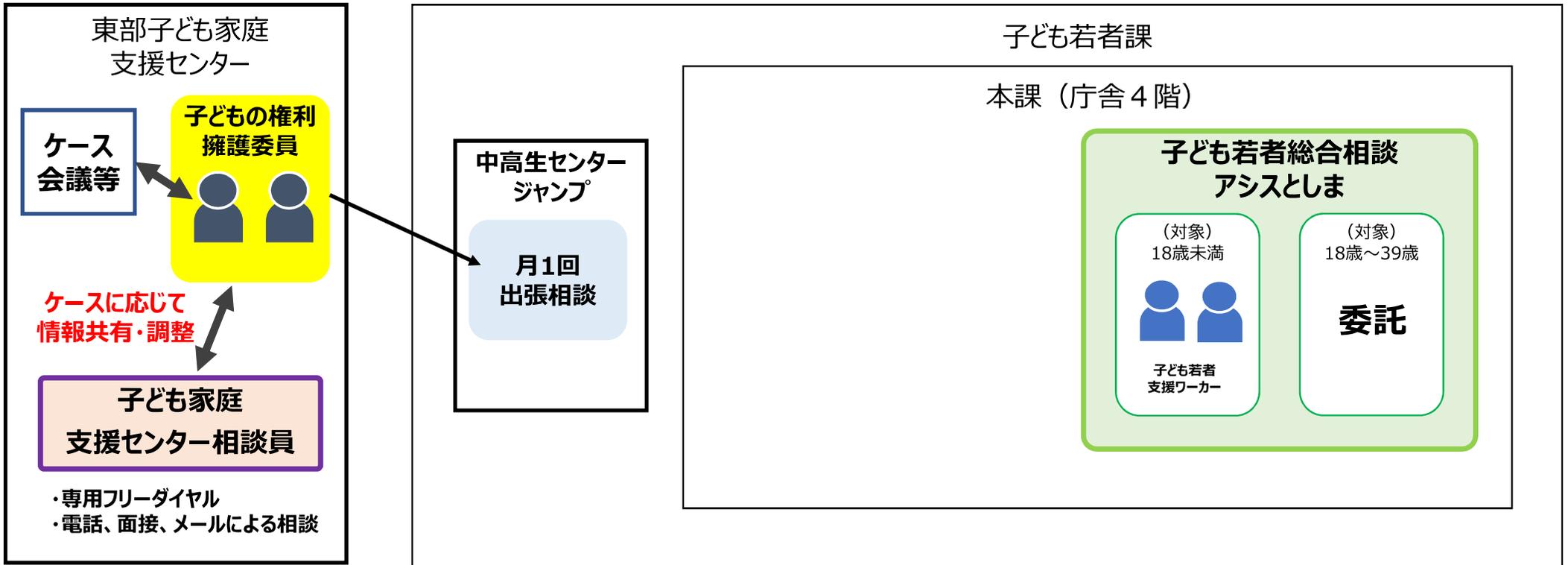
- 1.子どもの権利擁護相談機能（現在）
- 2.子どもの権利擁護相談機能（案）
- 3.子どもの権利相談・救済の手続き



1. 子どもの権利擁護相談機能（現在）

子どもの権利擁護委員の出張相談や「アシスとしま」での子ども若者相談等、子どものための相談・救済の環境はあるが、それを拠点として集約できていない。

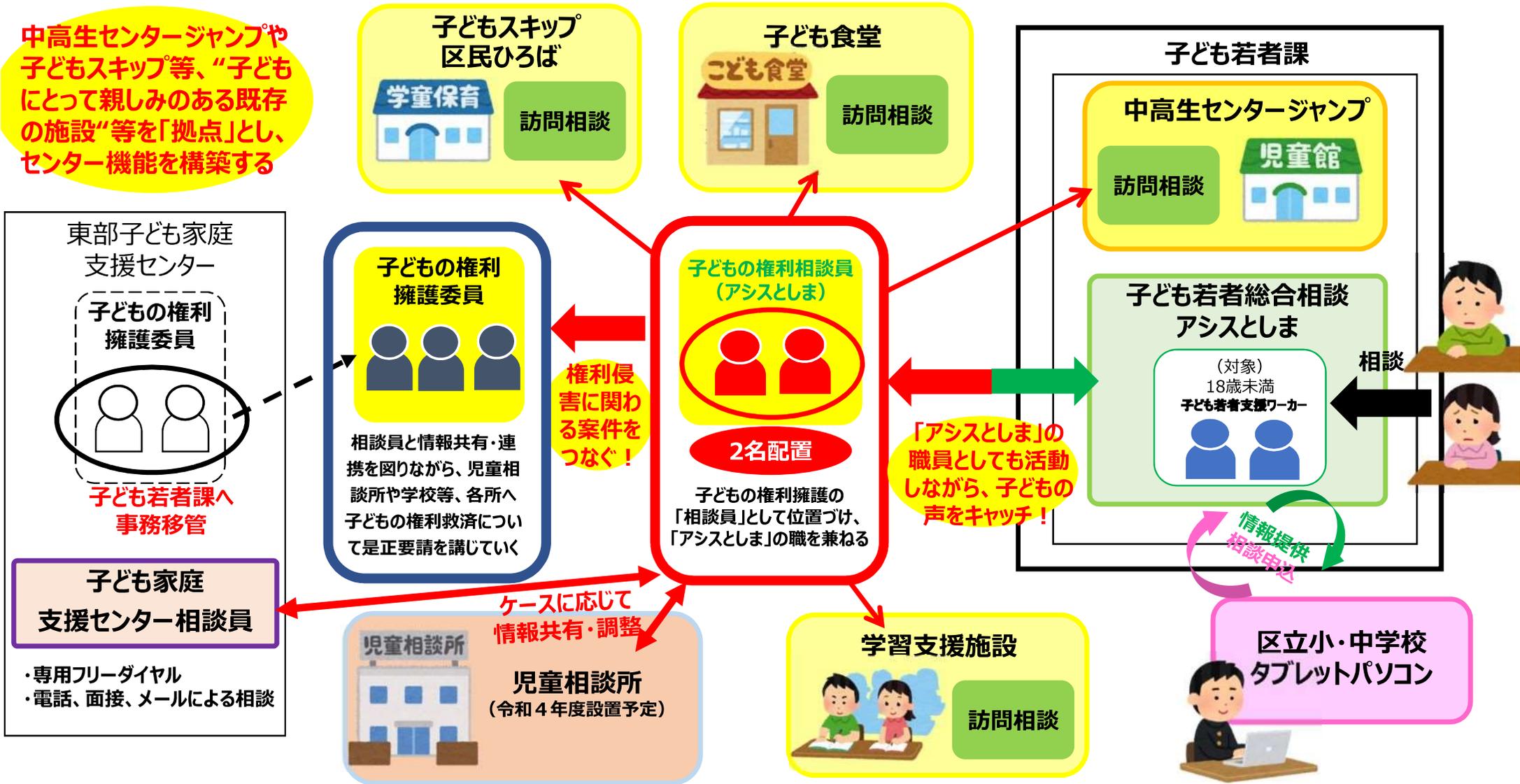
子どもたちからの相談や申し立て等に対応する「相談員」という位置づけの人材がおらず、権利侵害を受けた子どもと権利擁護委員をつなぐ機能が不十分。また、子どもの権利侵害に関する救済申し立ての手続きが整備されていない。



2. 子どもの権利擁護相談機能（案）

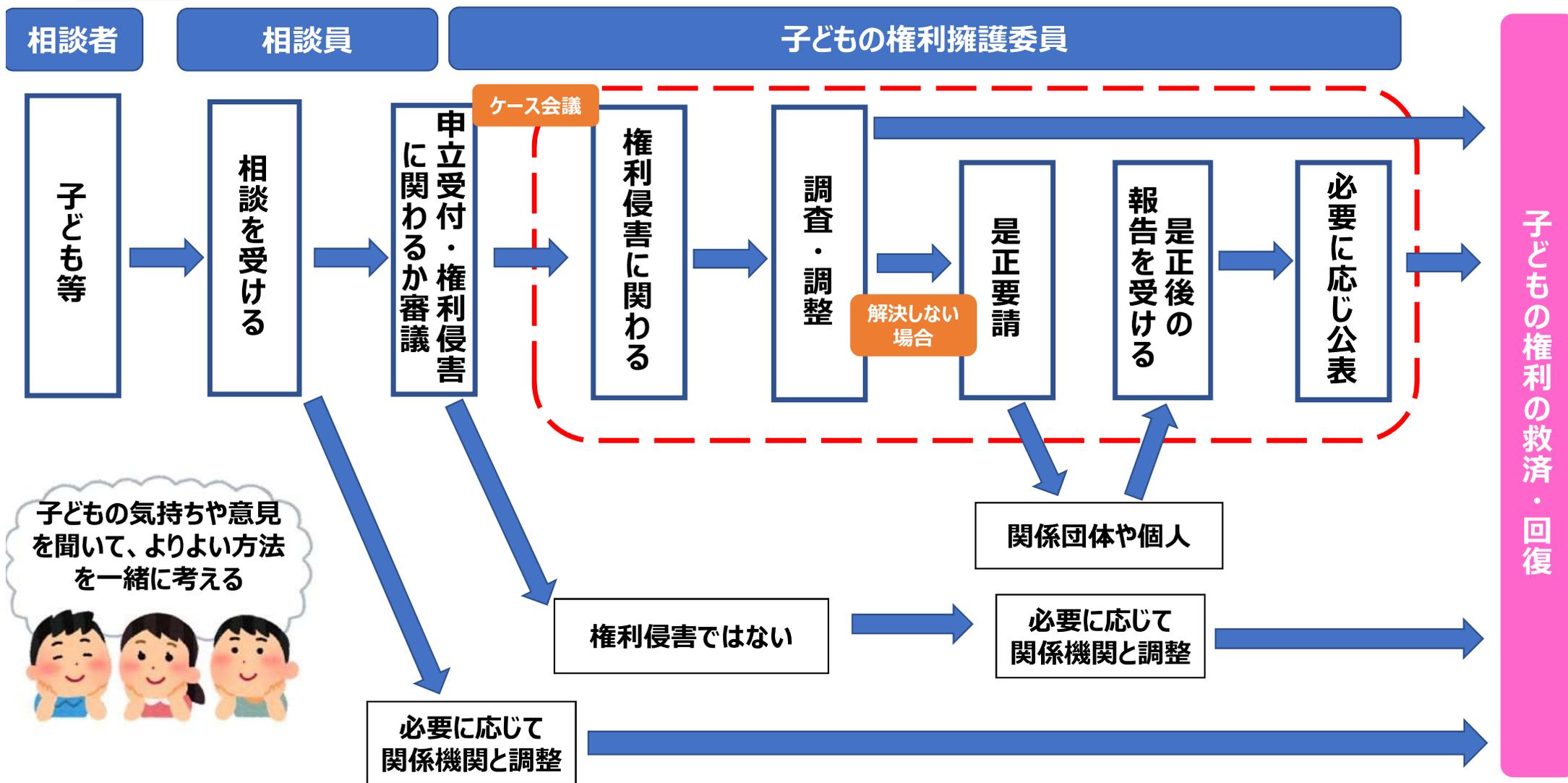
「アシスとしま」を中心に、子ども若者支援ワーカーを「相談員」と位置づけ、子どもの声を逃さない体制を構築する

中高生センタージャンプや子どもスキップ等、“子どもにとって親しみのある既存の施設”等を「拠点」とし、センター機能を構築する



3. 子どもの権利相談・救済の 手続き

- ・相談員として「アシスとしま」が子どもからの相談を受け、状況に応じて権利擁護委員につなげる
- ・申立てがあったら、権利擁護委員が権利侵害に関わるか審査、必要に応じて是正要請を行う



資料2	令和3年12月24日
	第2期第5回 豊島区子どもの権利委員会

「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問に対する
答申（骨子案）

令和〇年〇月
豊島区子どもの権利委員会

3 豊子子発第●●●号
令和●年●月●日

豊島区長 高野 之夫 様

豊島区子どもの権利委員会
会長 荒牧 重人

「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問について（答申）

豊島区子どもの権利委員会は令和2年7月31日付け2 豊子子発第 329 号での「子どもの権利擁護施策」に係る諮問に関して、調査及び審議を行った結果、次のとおり答申をまとめましたので、報告します。

目次

I 第2期豊島区子どもの権利委員会答申にあたって	
1 子どもの権利侵害に関する現状について	
2 子どもの権利擁護に関する現行制度について	
3 子どもの権利擁護委員について	
4 現行制度の課題について	
II 「子どもの権利擁護施策」に係る諮問に対する答申	
1 豊島区の子どもの権利擁護に関する施策の推進について	
2 子どもの権利相談・救済に係る申立の流れについて	
III 資料編	
1 第2期豊島区子どもの権利委員会への諮問書	
2 第2期豊島区子どもの権利委員会等の開催状況	
3 第2期豊島区子どもの権利委員会委員名簿	

I 第2期豊島区子どもの権利委員会答申にあたって

1 子どもの権利侵害に関する現状について

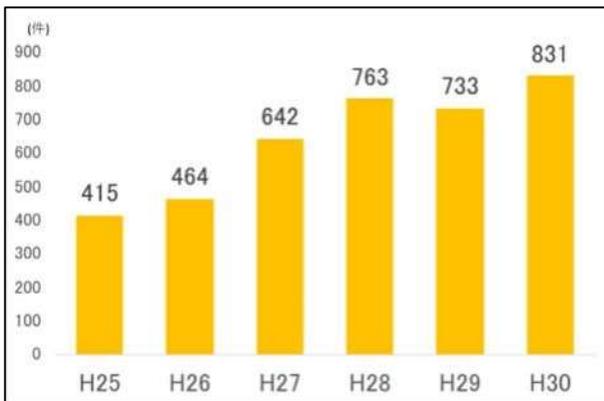
児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、ときには生命や身体に危険を生じさせる恐れがあります。

アンケート調査(H30 年度実施)の結果では、豊島区の子どもの約3割が、大人との関わりの中で何らかの悩みや困難を抱えているという結果が出ています。また、豊島区における児童虐待の通告件数は近年増加傾向にあり、特に心理的虐待の件数が多い状況にあります。いじめについても、小学生・中高生の2割から3割程度が友達や先輩、後輩からの嫌がらせを受けたことがあると回答しています。

このような児童虐待やいじめを防止したり、被害を受けた子どもを救済するには、被害を早期発見・早期対応し、総合的な支援体制を整備、充実していくことが重要です。

また、子どもの悩み等を受け付ける相談窓口や救済制度についても、子どもたちが利用しやすい環境の整備や情報発信が必要です。

(1) 要保護児童等相談・通告件数の推移



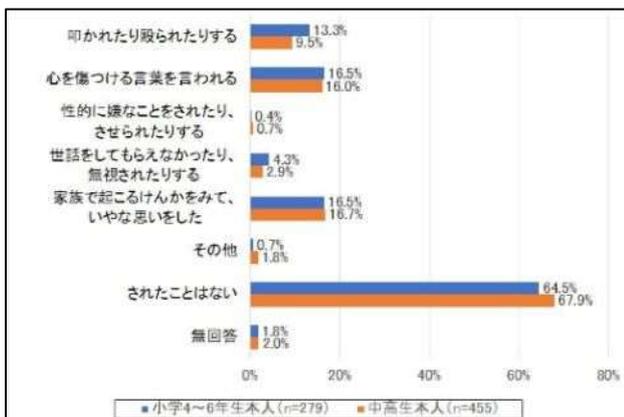
児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、豊島区における新規の相談・通告件数は増加傾向にある。(左図)

また、厚生労働省の統計によると、全国の児童相談所における児童虐待対応件数は、統計を開始した平成2年から増加を続け、平成30年度に最多となった。

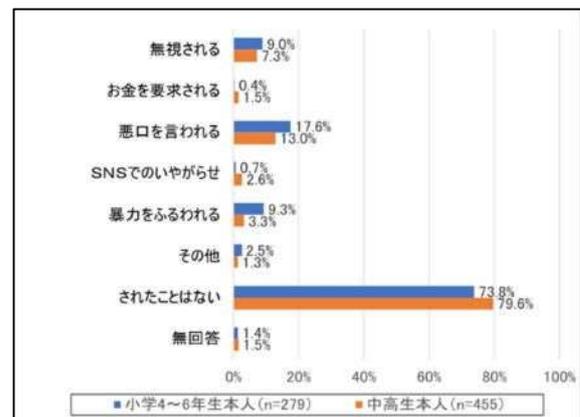
出典：子ども若者課作成資料

(2) 子どもが、おとなからされた嫌なこと、友達や先輩・後輩からされた嫌なこと（複数回答）

おとなからされた嫌なこと



友達や先輩・後輩からされた嫌なこと



出典：「豊島区子ども・若者総合計画」策定のためのアンケート調査

(3) 困ったり悩んだりした時、区などの相談機関に相談したいか



小学4～6年生の47.7%が、中高生の62%が「相談したくない」と回答した。相談したくないと思う理由では、小学4～6年生では「相手にうまく話せないと思う」、中高生では「相談しても解決しないと思う」という回答が最も多かった。

出典：「豊島区子ども・若者総合計画」策定のためのアンケート調査

2. 子どもの権利擁護に関する現行制度について

「豊島区子どもの権利に関する条例」（以下、「条例」）では、区は子どもの権利を保障するために「相談や援助の仕組み」を整備し、充実させなければならないとしています。子どもの相談や援助の制度として、例えば以下のようなものがあります。（対象が子どもの権利侵害のみに限られないものも含む。）

事業名	内容（「豊島区子ども・若者総合計画」より）
子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。
子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。
子どもからの専用電話相談	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。
教育相談（教育センター）	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。

児童虐待やいじめの対策においては、「未然防止」と「虐待やいじめが起こってしまった後の支援」の両方が重要です。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めていきます。

虐待やいじめなどの権利侵害が起きてしまった後のサポートとして、子ども自身や子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めていきます。

3. 子どもの権利擁護委員について

条例に基づき、平成 22 年より擁護委員を設置しています。擁護委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、権利の救済及び回復を図るための支援を行っています。擁護委員は、「豊島区子どもの権利擁護委員に関する規則」（以下、「規則」）にて、「当分の間、東部子ども家庭支援センターに配置する」とされており、事務局は規則に基づいて東部子ども家庭支援センターが務めています。

(1) 根拠条文

条例	第 22 条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。
	第 23 条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。 (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。 (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。 (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。 (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。
規則	第 3 条 擁護委員の定数は 3 名以内とし、区長は、弁護士又は臨床心理士の資格を備え、人権擁護に深い理解と熱意を持ち、人格に優れ、高い識見を有すると認める者を擁護委員として委嘱する。
	第 4 条 擁護委員は、当分の間、東部子ども家庭支援センターに配置する。 2 東部子ども家庭支援センターは、擁護委員の事務局を兼ね、相談、救済申立て等の受付、事案の整理、事案の調査及び調整の補佐、ケース会議の設定、報酬の支払等の事務を処理する。

(2) 活動内容

擁護委員を 3 名（規則上の定員は 3 名）配置し、以下の業務を行っている。

活動内容	回数（令和 2 年度実績）
要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議参加	6 回（検討ケース数 225 件）
要保護児童対策地域協議会実務者会議参加	3 回
中高生センタージャンプ訪問相談	26 回（東池袋 13 回・長崎 13 回）
個別ケース検討会議参加	5 回
子どもの権利グループ職員へのスーパーバイズ	9 回
保護者面接	11 回
子ども面接	15 回
セーフコミュニティ児童虐待防止対策委員会参加	2 回
としまの里親プロジェクト参加	3 回

【相談ケースの概要】

- ・子どもからの保護者に関する相談
- ・子どもからの学校に関する相談
- ・子どもからの友人に関する相談
- ・子どもからの恋愛相談
- ・子どもからの性的違和感についての相談
- ・子どもからの進学相談
- ・関係者会議にて子どもの権利に関する助言
- ・関係機関の見解に齟齬が生じているケースの調整
- ・要支援家庭の児童の進学に関わる手続きの助言
- ・虐待のある家庭における親子間調整
- ・非行傾向のある子どもの18歳到達後のフォローアップ

【中高生センタージャンプへの訪問について】

豊島区の中学生や高校生等の実態を把握するとともに、現場で子どもたちの生の声に耳を傾け、子どもの権利擁護に寄与するため、毎月1回、各中高生センタージャンプを訪問し相談を受けている。あわせて子どもの権利擁護委員の普及・啓発を図っている。

4. 現行制度の課題について

【課題①】

豊島区においては、上記2のように各種相談制度を設けているが、権利侵害を受けた子どもと擁護委員を繋ぐ機能が不十分な状態にある。

【課題②】

条例では、第23条第1項第2号及び3号に擁護委員が子どもの権利侵害に関する救済の申立てや申立てを受けた後の調査・調整や必要に応じた関係機関への是正要請を定めているものの、救済の申立ての具体的な手続きは様式を含めて整備されておらず、また救済の申立ての周知も不十分であるため、子どもが救済の申立てを知り、手続きすることが難しい状況にある。

上記の課題を踏まえ、「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問について、調査及び審議を行った。

Ⅱ 「子どもの権利擁護施策」に係る諮問に対する答申

1 豊島区の子どもの権利擁護に関する施策の推進について

2 子どもの権利相談・救済に係る申立の流れについて

IV 資料編

1 第2期豊島区子どもの権利委員会への諮問書

2 第2期豊島区子どもの権利委員会等の開催状況

3 第2期豊島区子どもの権利委員会委員名簿

**「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問について
(答 申)**

2021 年（令和 4 年●月●日）

豊島区子どもの権利委員会

【事務局】豊島区子ども家庭部子ども若者課（管理・計画 G）

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-4566-2471 FAX：03-3980-5042

子どもの権利保障に関する項目調査票（子どもの居場所や活動の充実）

参考資料	令和3年12月24日
	第2期第5回 豊島区子どもの権利委員会

①子どもの居場所の充実

※調査項目は「豊島区子ども若者総合計画」の掲載事業より抜粋

目標	子どもの居場所を充実します。
内容	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

事業の概要				子どもの権利保障に関する項目
事業名	担当課	事業目標	事業内容	
⑪中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語りや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	<p>【ジャンプ東池袋】 緊急事態宣言により、約1か月の休館となった。その間、相談のみ来館可、また近隣への巡回や電話での安否確認を行った。 再開後も利用人数の制限や、施設内の使用制限を実施した上での開館。例年実施していた大型イベント(サマフェスなど)も2年連続で中止となったが、夏休みには来館した中高生が、その日楽しめるよう遊びを進展させるなど、日常に変化を持たせた。 中高生の文化活動の一つ、音楽イベントがなかなか実施できていない。学校の文化祭での発表が中止になったため何かできないか?との声を聞く。どのような形で音楽イベントを実施できるか検討中である。</p> <p>【ジャンプ長崎】 緊急事態宣言に伴う休館中(R3.4/26-5/30)は、対応を要する中高生に対し相談来館を認め、個別短時間で相談に応じた。オンライン授業など対面でない環境でのストレスを抱える高校生等が「居場所」を求めている現状に対し、制限下ではあるが出来る限りの対応として、予約のいらない個別対面相談を実施してきた。 約2年間に及ぶ感染症対策のための利用制限・休館の影響で、バンド活動をする高校生の利用が激減する状況となってしまった。高校生にとって、学校等でもバンド活動の発表の場を失い練習のモチベーションも下がっていることも要因の一つだが、「ジャンプ」のある日常が日々軽音学部等の中で引き継がれてきた流れが断ち切られた状況である。利用回復を図り、音楽イベントの実施や学校等へのPRを実施したいが、感染症対策の観点からどう判断すべきか悩ましいところ。</p>
⑫子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	令和2年4月10日～5月31日まで区立小学校の臨時休業に伴い、学童クラブも臨時休業となった。ただし、医療従事者・警察関係者・消防関係者などに従事している世帯や一人親世帯などで保育が必要な家庭に対して、全スキップを応急利用を実施。一般利用は感染拡大防止のため令和2年3月から一時休止していたが、人数や日数など利用を一部制限し、「スキップの日」として段階的に再開。
⑬放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組めます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	令和2年3月より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止しているが、区立小学校に通う児童を対象に「G Suite for Education」を活用した『おうちで子ども教室』の動画配信を実施している。また、動画配信を継続しながら、感染症対策を徹底した対面での教室再開の準備を進めている。
⑭子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	子ども食堂は地域の団体や個人がボランティアで運営している。子どもやその保護者が顔を合わせながら会食をすることで地域の人も繋がれ、安心して過ごせる居場所としての機能がある。会食型で実施していた子ども食堂のほとんどがコロナ禍により中止していたが、食材やお弁当の配付に変更して実施する子ども食堂もあった。お弁当の配付では容器代等費用がかかるため、事前予約で配付数を制限しているのが現状である。

②屋外遊び場の充実

目標	子どもの遊び場の充実を図ります。
内容	既存の取組の推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

事業の概要				子どもの権利保障に関する項目
事業名	担当課	事業目標	事業内容	
⑮プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	緊急事態宣言時に一時開催しない期間もあったが、公園内にプレーパークを設置しているためプレーパークを開催してなくても、遊びに訪れる子どもたちが多くいた。開催時はプレーリーダーによりマスクの着用を促したり、手洗いの声かけするなど、感染対策を行った。出張プレーパークについてはコロナ禍により公園での実施ができなかったため、利用者が特定できる保育園、スキップのみでの実施となった。
⑯小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	遊具の消毒、手洗いや手指消毒、密にならないよう声かけ等の新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、校庭開放を実施し、児童の遊び場確保に努めた。
⑰公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	近くの公園対し区民満足度が増し、子どもたちが活用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	中小規模公園を中心に地域の活性化並びに活用することを踏まえ、現状の把握及びコロナ禍後のモデル公園整備等が迅速に対応できるよう160園ほど現地調査を実施し、再整備等の検討を行いました。またコロナ禍で、モデル事業としてのイベント等が実施できず、ニーズなどの実態把握ができませんでした。
⑱「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年9月から令和6年度まで「としまキッズパーク」として整備・運営します。公園内には「ミニトレン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。	緊急事態宣言下において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時期閉園した期間もあったが、再開後、入場人数をより制限し、マスク着用の呼びかけ、消毒液の設置等を実施し、安心安全な子供の遊び空間の確保を行った。

③活動・体験機会の充実

目標	子どもの体験機会の充実を図ります。
内容	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業の概要				子どもの権利保障に関する項目
事業名	担当課	事業目標	事業内容	
⑨子どものための文化体験プログラム	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	新型コロナウイルス感染症の影響下で工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと、また事業実施に支障をきたしたことをご記入ください。さらに、外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだことがあればそのことも記入してください。 参加型ワークショップを中心に人数制限を設けたほか、オンライン（ZOOM）配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアート（音楽・ダンス・造形・演劇等）に触れ合う機会を提供した。「言語」が分からなくても、音を奏でたり、体を動かしたりと、アーティストたちがどんなお子様・家族でも楽しめるよう工夫をした。一方、オンラインでは回線の不具合など、うまくコミュニケーションが取れないトラブルもあったため、情報インフラを整えることが課題となった。 また、保育園プログラムでは、原則マスク着用(短時間の発声を伴わないデモンストレーション披露や熱中症が予期される場合などをのぞく)や、ソーシャルディスタンス確保を徹底した。具体的なプログラムの内容でも、ソーシャルディスタンスを保つことをゲーム感覚で捉えられるようにしながらそれが表現につながるような身体表現や、ゆっくりした動きの表現、あるいは繊細な音に注目するようなワークを実施するなど、感染対策を取った上で児童の豊かな文化体験の機会となるよう工夫しながら事業を実施した。
⑩次世代育成事業助成	文化デザイン課	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育みます。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しみ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）	コロナ禍においてもアートに触れられる機会を可能な限り作り出すことを目的として新しい事業形態にチャレンジした。 ①「アートサーカス」としてこれまで対面でワークショップを実施していたものはオンライン化し、音楽とコマ撮りアニメーションをZOOMを利用して行った。音楽は音を集めるワークショップを実施したが、ZOOMではできないことに制限があり、難しい部分もあった。逆にコマ撮りアニメーションは普段対面が難しい子どもでも参加できるオンラインの新しい可能性が感じられた。 ②0歳～2歳児の親子対象のミニシアターやワークショップは感染対策を万全にし、屋外や広い空間での実施に変更し、参加者数を絞って対面実施にこだわった。毎回2～3倍の応募があるため、コロナの影響で親子で出かける場所が少なくなって孤立化することがないように、親子の交流の場づくりに寄与した。 ③こどもスキップやこども食堂などにアーティストを派遣するアウトリーチ事業は休止し、アートキットを配布しWeb環境が整っていない家庭でもできるアート体験の機会を創出した。キットを使った作品を募集し、アーティストに大きなパネル絵にもらい、区内施設の巡回展示を実施した。 ④こども日本舞踊教室では、感染対策を万全にし、対面での稽古を実施。発表会は家族や関係者のみに限定し行った。コロナ禍でも体験の場を求められており、5倍の応募があった。
⑪アートカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児所アートサポート児童館」を実施します。	「としまおやこ小学校」では、コロナ対策について事前に参加者へご案内をお送りし同意いただいた等、参加者も一緒に意識をもらうように心がけた。会場へ入る前の手洗いの徹底、体調確認、検温、消毒、マスク着用の徹底、毎回アナウンスにて注意喚起等を行った。工夫した点としては、密な接触は親子間のみとし、他者との身体的な接触はなるべく避けるようにしたり、会場を広く取り開放感を心掛けた。「交流」をテーマにしたプログラムのため、他者との接触を無くすことは主旨が変わるため難しいかったが、できるだけ距離感や時間などで密な接触を避けて実施した。また外国にルーツを持つ子どもも歓迎しているが、現状としてこれまで該当者がいない。今後は、告知パンフレットも英語版を作るなどを検討している。また、子ども向けではないが、平成31年に日本国籍以外の方を先生としてお招きし、文化の違いを体験する授業を実施している。 「アートサポート児童館」では、当日、検温の指先消毒の徹底のほかに、事前に会場の消毒を徹底し行った。また基本的に密にならないよう、子どもひとりに対してサポートの大人がひとりのマンツーマン体制を取っている。一方で、マスク着用の徹底を測っているが、時折苦しそう姿を見ると成長期の彼らへの影響が気がかりである。兄弟以外とは交流がない形での実施は彼らの経験の幅を狭めてしまっており、安全性との中でとても悩ましい状況である。 また、毎年外国籍の方向けに英語のプログラム説明を用意していることもあり、会話や内容の説明等で不都合が生じたことはない。当プログラムは工作体験がメインのため、国籍に関係なく、言葉を超えて、参加者には楽しんでいただいている。
⑫図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	令和2年2月以降、図書館おはなし会は一部期間を除き中止。ボランティアによる読み聞かせ事業も中止している。 読み聞かせ事業再開に向け、令和3年9月から読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催（全7回）した。 読み聞かせ事業再開の際には、マスクの着用、手指消毒の徹底、事前検温、三密を避ける等、感染対策を十分行った上での実施となる。
⑬生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指します。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	<工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと> ・新型コロナウイルス感染対策のガイドライン、事業の意図を周知し、事業実施の際は遵守する。 ・感染対策用品を会場に常備。消毒の徹底、少人数競技は各自に消毒液を配布。 ・使用する器具は使用前後で消毒。各自のもの、その他のもので混ざらないようにする。 ・高強度の運動はなるべく控え、マスクの着用を徹底。競技中以外は原則マスク着用。 ・コロナ禍でも、礼儀作法を学ぶこともあり弓道体験希望者は多く、特にジュニア層（小中学生）の父兄からの問合せも多かったため、上述感染対策を講じ、実施した。 <事業実施に支障をきたしたこと> ・事業実施の判断を直前まで伸ばしていたため、広報期間の確保が難しかった。 ・緊急事態宣言が長かったせいもあり、多くの事業が中止せざるを得なかったことで楽しみにしていた子供達がかがりました。 ・事業そのものをオンラインで開催することが難しい場合もあり、感染症の拡大状況によっては対面で行なう事業をいくつか中止せざるを得なかった。柔道会の事業はすべて中止。 ・入場者制限のため、「広報としま」等の一般公募はせず、参加者は各チームの声掛けにより募ることになった。新規参加者の機会喪失。 ・令和2年度は、コロナ禍により事業が行われず、新たな審判員発掘が出来なかった。（少年野球） <外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだこと> ・外国にルーツをもつ子ども達に対しては、特段効果的な取り組みを実施しているわけではないが、事業への参加希望があれば柔軟に対応していきたい。 ・今回（今年度）の親子弓道教室では、外国人受講生はなし。しかし、全日本弓道連盟では、指導の手引書である「弓道教本」の英語版も作成しており、それを購入して海外からの弓道体験希望者には指導対応している。これまでの一般社会人（外国人）の見学者にはそのような対応をしており実績もあり、実際に、当連盟には中国人、台湾人、韓国人、スウェーデン人の会員が現在も加盟している。（弓道連盟）
⑭【再掲】プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが自由に豊かな体験ができる機会を充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	緊急事態宣言時に一時開催しない期間があったが、開催時はマスクの着用や手洗いの声かけを行いながら実施した。子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができる池袋本町プレーパークでは、紙粘土遊びやどんぐり工作といった、普段と違った遊びを体験ができるイベントを実施した。保育園やスキップで実施した出張プレーパークでは子どもの発想で自由に遊べる、段ボール遊びなどを行った。

④学習支援の充実

目標	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

事業の概要				子どもの権利保障に関する項目
事業名	担当課	事業目標	事業内容	
㊤コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響下で工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと、また事業実施に支障をきたしたことをご記入ください。さらに、外国にルーツを持つ子ども達のために特に取り組んだことがあればそのことも記入してください。
㊤としま未来塾	指導課	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となったが、一部の学習会では、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子ども達の関係性の継続に努めた。
㊤小・中学校補習支援チューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	緊急事態宣言期間中は事業を中止したため年間開催回数が例年に比べ少なくなったが、実施時には、消毒液・マスクの準備や、密を防いだ会場運営を行った。また、令和3年度に向けて、会場の増やボランティア団体との協議を実施した。
㊤ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもへの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	緊急事態宣言期間中は事業を中止したため年間開催回数が例年に比べ少なくなったが、実施時には、消毒液・フェイスシールドの準備や、密を防いだ会場運営を行った。
㊤としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	通常2時間を2コマにわけ、半分の人数にして学習を行った。また、緊急事態宣言下、学級閉鎖期間など来所ができない期間は、オンライン授業も導入し、つながりを切らさないよう努力をおこなった。
				コロナ禍において、3密を防ぐなど対策を行う中で、子ども支援においても教室の休止など行わざるを得ない期間もあった。そのような中で、とこネット定例会についてはオンライン開催などの工夫により、情報共有等を効果的に行った。 外国にルーツを持つ子ども達への支援については、ネットワークの構成団体に支援する団体があり、その団体へつなぐなど連携して対応するようにしている。